

告 示

埼玉県告示第二百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人 至誠会 大久保クリニク	吉川市中央三―一―九	令和五年三月三十一日
藤井歯科医院	所沢市東所沢和田二―三―一―四	令和五年三月十五日